

モニタリングシステム「DIASCOPE」によるサービス 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、ニデックマシナール株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営し提供する、モニタリングシステム「DIASCOPE」によるサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本規約にご同意いただいたご契約者さま（以下、「契約者」といいます。）は、本規約に従って本サービスをご利用いただけます。

また、本サービスに関連しますソフトウェア使用許諾につきましては、別紙B「モニタリングシステム「DIASCOPE」、ソフトウェア使用許諾契約書」に定める通りです。

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

1. 当社は本規約を定め、これにより本サービスを提供します。
2. 契約者は本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条（本規約の範囲）

1. 本規約は、契約者にて購入しご使用いただいている当社製の工作機械（以下、「該当設備」といいます。）に対して当社が提供する本サービスについて、契約者と当社との間の本サービスの利用に関する一切の關係に適用されるものとします。
2. 本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

第2章 本サービスの内容

第3条（本サービスの種類）

1. 本サービスの内容は、別紙A「モニタリングシステム「DIASCOPE」によるデータ通信サービス」に定める通りとします。
2. 本サービスで提供される機能仕様は、「DIASCOPE取扱説明書」に定める通りとします。
3. 契約者は本サービスの全部または一部を選択して利用することができます。
4. 本サービスは設備・回線を共用するサービスであり、通信速度・品質が通信環境・利用状況等によって変化し得るベストエフォート型のサービスです。
5. 当社は、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。尚、本サービスの内容に変更が生じた場合は、第19条（契約者に対する通知または連絡）に従い、契約者に通知することとします。
6. 当社は、前項の規定に基づく本サービスの内容の変更によって生じた契約者および第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、本サービスを利用したサービスの履行を、当社の関連会社に委託できるものとします。

第3章 本サービスで収集する情報と守秘義務

第4条（本サービスで収集する情報と使用目的）

1. 当社は本サービスを通じて各種情報を収集し、クラウドサーバーに保存します。該当設備より、本サービスにおいて当社が収集する情報（以下、「収集情報」といいます。）は、次の通りとします。
 - (1) リモートモニタリングシステム（標準機能）
 - ① 工作機械のNC画面情報
 - ② 発生しているアラーム情報、アラーム履歴情報
 - ③ PLC（シーケンス）情報
 - ④ NCパラメータ情報
 - ⑤ その他、サービス提供に必要なNC内部の情報
 - (2) 稼働モニタリングシステム（標準機能）
 - ① 稼働情報（電源OFF、運転準備OFF、停止中、アラーム停止中、自動運転中、等）
 - ② アラーム情報（アラーム信号、アラーム内容、等）
 - ③ 座標情報（機械座標、ワーク座標、等）

- ④ プログラム情報（メインプログラム番号、実行中のプログラム番号、等）
- ⑤ 主軸情報（主軸回転数、主軸ロード、等）
- ⑥ サーボ情報（送り速度、モータ電流、位置偏差量、等）
- ⑦ 稼働実績集計（日次集計、月次集計、等）
- (3) 設備ヘルスマニタリングシステム（オプション機能）
 - ① 主軸・テーブル等の情報（積算回転数、実行回数、等）
 - ② 座標情報（機械座標、ワーク座標、等）
 - ③ サーボ情報（負荷・回転数、モータ電流・位置、位置偏差、等）
 - ④ 周辺ユニット情報（実行回数、等）
 - ⑤ 外部センサーなどからの外部機器情報
2. リモートモニタリングシステムにおいて、当社は収集情報を次のいずれかの目的にのみ使用します。
 - (1) 該当設備における、故障修理などのアフターサービスを行う目的。
 - (2) 該当設備における、復旧支援などのアフターサポートを行う目的。
 - (3) 該当設備の故障における、故障原因の特定や故障の事前予測などを行う目的。
 - (4) 該当設備における、その他アフターサービス、アフターサポート、アフターセールスなどを行う目的。
 - (5) 当社が提供するアフターサービス、アフターサポート、アフターセールスを向上させる目的。
 - (6) 当社の事業目的（企画、開発、販売、生産、または品質改善などを含むがこれに限定されない）。
3. 稼働モニタリングシステムにおいて、当社は収集情報を次のいずれかの目的にのみ使用します。
 - (1) 該当設備における稼働情報を契約者にご提示する目的。
 - (2) 該当設備における、稼働率向上に向けた提案などアフターサポートを行う目的。
 - (3) 該当設備における、その他アフターサービス、アフターサポート、アフターセールスなどを行う目的。
 - (4) 当社が提供するアフターサービス、アフターサポート、アフターセールスを向上させる目的。
 - (5) 当社の事業目的（企画、開発、販売、生産、または品質改善などを含むがこれに限定されない）。
4. 設備ヘルスマニタリングシステム（設備ヘルスレポート、検査連転モニタ診断）において、当社は収集情報を次のいずれかの目的にのみ使用します。
 - (1) 該当設備における主要ユニットの稼働実績、また稼働実績に基づく主要ユニットの消耗率と残存寿命予測を契約者にご提示する目的
また、経年劣化や異常を検査し、精度劣化や故障の事前予測などを行う目的。
 - (2) 該当設備における、突発停止の削減と精度改善に向けた提案など予防保全のサポートを行う目的。
 - (3) 該当設備における、その他アフターサービス、アフターサポート、アフターセールスなどを行う目的。
 - (4) 当社が提供するアフターサービス、アフターサポート、アフターセールスを向上させる目的。
 - (5) 当社の事業目的（企画、開発、販売、生産、または品質改善などを含むがこれに限定されない）

第5条（当社の守秘義務）

1. 当社は、本サービスの提供や第4条の使用目的において、収集情報を当社が本サービスを利用したサービスの履行を委託した当社の関連会社に開示することがありますが、契約者の承諾を得ることなく、その他の第三者へ情報を開示することはありません。
2. 当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の技術上または業務上の秘密（契約者に関する情報を含む）（以下、「契約者情報」といいます。）を本サービス提供のためにのみ使用するものとし、第7条（個人情報の取扱）2項に該当する場合を除き、個人識別が可能な形式で第三者に提供しないものとします。

3. 収集情報を当社にて統計処理した結果、個別の該当設備を特定できなくなった情報については、第4条2項,3項および4項の規定には含まれないものとし、利用目的を制限されることなく使用できるものとします。
4. 当社は裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所または行政機関に対して、収集情報および契約者情報を開示することができるものとします。開示を命じられた場合、当社は、当該開示に先立ち、契約者に対して開示を命じられた旨を通知し、可能な限り契約者の秘密情報の保護に努めるものとします。

第6条（契約者の守秘義務）

1. 契約者は、本サービスの利用により知り得た当社の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密（本規約の内容、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む）を本サービス利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表しまたは漏洩しないものとします。
2. 以下の情報は前項の規定の秘密に該当しないものとします。
 - (1) 公知の情報。
 - (2) 相手方から開示を受ける以前から保有していた情報。
 - (3) 本サービスにより授受された情報に依存せずに独自に開発発見された情報。
 - (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。
3. 本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとします。

第7条（個人情報の取扱）

1. 契約者は本サービスの提供、または本人の確認のため、当社が定めた情報の登録を行うものとします。
2. 当社による前項の情報、その他の契約者に関する情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針に定めるところによります。

個人情報保護方針 <https://www.nidec.com/jp/nidec-machinetool/privacypolicy/>

第4章 本サービスの契約締結等

第8条（本規約への同意の確認と利用契約）

1. 本規約の同意の欄にチェックマークを記載いただいた時点で、契約者が本規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 前項の規定に基づき、本規約の同意の欄にチェックマークを記載いただいた時点で、本規約の規定を内容とする本サービスの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。ただし、第9条（契約の不成立）に該当する場合は除きます。

第9条（契約の不成立）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断した場合、契約を承認しないことがあります。その場合、契約は成立しないものとします。また、その理由について当社は一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 利用申込者が実在しない場合。
 - (2) 利用申込書に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合。
 - (3) 第6条（契約者の守秘義務）に違反するおそれがある場合。
 - (4) 第13条（契約者における禁止事項）に違反するおそれがある場合。
 - (5) 第14条（本サービスの停止、契約解除）の処分を受けたことがある者からの申請である場合。
 - (6) 第24条（当社の知的財産権）に違反するおそれがある場合。
 - (7) その他、契約者が本サービスを利用することについて相当でない当社が判断した場合。
2. 本サービスの利用契約の成立後であっても、契約者が前項の規定のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、契約者に一切の責任を負うことなくその契約を取り消すことがあります。

第10条（ユーザIDおよびログインパスワードの管理責任）

1. 契約者は、自己の責任において、ユーザIDおよびログインパスワードを管理するものとします。
2. 契約者は、いかなる場合にも、ユーザIDおよびログインパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできません。

3. 当社は、ユーザIDとログインパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザIDを登録している契約者による利用とみなします。その使用上の誤りまたは第三者による不正使用等により、契約者が被ったいかなる不利益または損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、パスワード等の盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示ある時はそれに従うものとします。

第11条（契約者の協力義務）

1. 下記の場合、当社は、契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - (1) 契約者による本規約の遵守状況を調査確認するため必要な場合。
 - (2) 本サービスの故障予防または回復のため必要な場合。
 - (3) その他、当社が必要と判断する場合。

第12条（契約者による契約解除）

1. 契約者は、本サービスの利用契約を解除しようとするときは、そのことをその契約が解除される日の1ヶ月前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

第13条（契約者における禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為。
 - (2) 犯罪行為に関連する行為。
 - (3) 当社の本サービス用設備、回線（またはネットワーク）の機能を破壊したり、妨害したりする行為。
 - (4) 他の契約者の利用に支障を生じさせる行為。
 - (5) 他人のパスワードを不正に使用する行為、および、他のユーザに成りすます行為。
 - (6) 当社の本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接的に利益を供与する行為。
 - (7) その他、本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為。
 - (8) 他の電気通信設備の管理者、または他の契約者に迷惑・不利益となる行為。
 - (9) その他、当社が不適当と判断する行為。

第5章 本サービスの停止・終了および契約の解除

第14条（本サービスの停止、契約解除）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると判断した場合、緊急やむを得ない場合を除き事前に通知し本サービスの全部もしくは一部の利用を停止または中断することができるものとします。また、通知後も相当な期間内に改善されない場合は本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第6条（契約者の守秘義務）1項に違反した場合。
 - (2) 第9条（契約の不成立）1項の各号に該当する場合。
 - (3) 第13条（契約者における禁止事項）の各号に違反した場合。
 - (4) 第24条（当社の知的財産権）に違反した場合。
 - (5) 本サービスの運営を妨害または当社の名誉信用を毀損した場合。
 - (6) 上記以外の本規約に違反した場合。
 - (7) その他、契約者として不適当であると当社が判断した場合。
2. 当社は、前項の規定に基づく本サービスの停止または中断、ならびに利用契約の解除によって生じた契約者および第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者が該当設備を廃棄する場合、または第三者（以下、「譲渡先」といいます。）に該当設備を譲渡もしくは売却、輸出を行う場合、契約者は、事前に当社に対し、該当設備について当社所定の方法により本サービスの利用契約の解除を申請し、いかなる目的においても直ちに一切の本サービスの利用を停止します。なお、契約者は当社に対して事前に書面による承諾を得てから該当設備を輸出するものとし、当社は輸出された該当設備について当社と契約者との間で書面による特段の合意がある場合を除き、一

切の責任を負いません。

第15条（本サービスの終了）

1. 当社は、契約者に対し、3ヶ月前に第19条（契約者に対する通知または連絡）に従い通知をした上、利用契約の一部または全部を終了させることができます。

第16条（本サービスの運用停止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの運用を停止することがあります。
 - (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合（毎月第1、第3日曜日の定期システムメンテナンス日）。
 - (2) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守を緊急に行う場合。
 - (3) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - (4) 地震、落雷、火災、停電、天災、疫病、その他の非常事態など不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合。
 - (5) 本サービス用設備または通信回線等が、事故、電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由により停止した場合。
 - (6) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
 - (7) 第17条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止する場合。
2. 当社は、前項の規定に基づく本サービスの運用停止によって生じた契約者および第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条1項の規定により本サービスの運用を停止する時は、運用停止の7営業日前までにあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部または一部を中止する措置をとることがあります。
2. 当社は、本サービスを不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの全部または一部の利用を中止する措置をとることがあります。
3. 当社は、前2項の規定に基づく本サービスの提供の中止によって生じた契約者および第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第6章 契約者の責任・義務・注意事項

第18条（本サービス利用に係る契約者の責任）

1. 契約者による本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
2. 契約者が本規約に違反し、または不正行為により当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求できるものとします。

第19条（契約者に対する通知または連絡）

1. 契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が申込の際またはその後当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛への電子メールの送信。この場合は、契約者の電子メールアドレスへ当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (2) 当社のWebサイト上、稼働モニタリングシステムのお知らせ画面、もしくは、ポータルサイト「PRIMATZ members」トップ画面のお知らせ欄への掲載。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対して通知が完了したものとみなします。

- (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
2. 本規約または関連法令において書面による通知手が求められている場合、当社から契約者に対する通知は、前項（1）または（2）の手続により書面に代えることができるものとします。

第20条（設備等の準備、切り分け）

1. 本サービスを利用するうえで、コンピュータ端末、通信回線（インターネットへの接続回線など）などが必要になります。契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なコンピュータ端末、ソフトウェア、通信回線（インターネットへの接続回線など）、その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要な通信回線（インターネットへの接続回線など）の利用料金は、契約者が直接これを負担するものとします。
3. 本サービスを利用するうえで発生した障害（インターネットへの接続障害、URLへのアクセス障害、画面更新等のレスポンス障害、など）が発生した場合に、契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとします。

第7章 免責事項

第21条（本サービス提供に係る当社の責任）

1. 当社の債務不履行責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。
2. 当社は、正常な作動環境の下で、本サービスがその機能仕様に合致して作動しない場合、修補する最善の努力をするものとします。但し、合致しない原因が仕様書・取扱マニュアル等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を修補するものとします。
3. 当社は、本サービスが契約者の利用目的に適切または有用であること、その作動が中断されないことおよびその作動に誤りがないことを保証するものではありません。
4. 当社は、契約者、その他いかなる者に対しても、本サービスの利用に関して、本条2項に規定された責任以外には、法律上の不適合責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。

第22条（情報の管理）

1. 当社は、本サービスの電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスを使用して送受信する情報、またはその他の情報が消失した場合には、消失した情報及びそれにより生じた損害についていかなる責任も負担しないものとします。

第23条（損害賠償）

1. 当社が本サービスの提供、中止、廃止に関連して、もしくは本規約の定めに従って行った行為の結果、契約者、または第三者に対して生じた不利益または損害について、原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8章 その他規則

第24条（当社の知的財産権）

1. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）および著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または正当な権限を有する者に帰属するものとします。
2. 契約者は、本サービスおよび前項の提供物を以下の通り取扱うものとします。
 - (1) 本サービスを利用する目的以外の目的では使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無にかかわらず、再使用許諾先を含む第三者に譲渡・担保設定等しないこと。

- (4) 当社または当社の指定する者が表示した著作権表示を削除または変更しないこと。
 - (5) その他、当社または正当な権限を有する第三者の知的財産権を侵害しないこと。
3. 本条の規定は、本サービスの利用契約終了後も効力を有するものとします。

第25条（第三者の権利侵害に対する補償）

1. 当社は、第三者から本サービスが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。
 - (1) 従前どおり契約者にシステムを提供する。
 - (2) 当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換する。
 - (3) 本サービスの全部または一部について、契約者の使用を中止または廃止する。
 - (4) 第三者から使用权を取得する。
2. 本条の規定は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本条の責任以外には、いかなる責任も負わないものとします。

第26条（分離性）

1. 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第27条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第28条（有効期間・規約終了後の処理）

1. 本規約は、本サービスの利用契約が終了する時点まで有効とします。
2. 本サービスの利用契約が終了した場合、契約者は、本サービス用設備を一切使用できないものとし、当社から提供された一切の物品（本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含む）を直ちに当社に返還するかまたは廃棄することとします。

第29条（紛争解決）

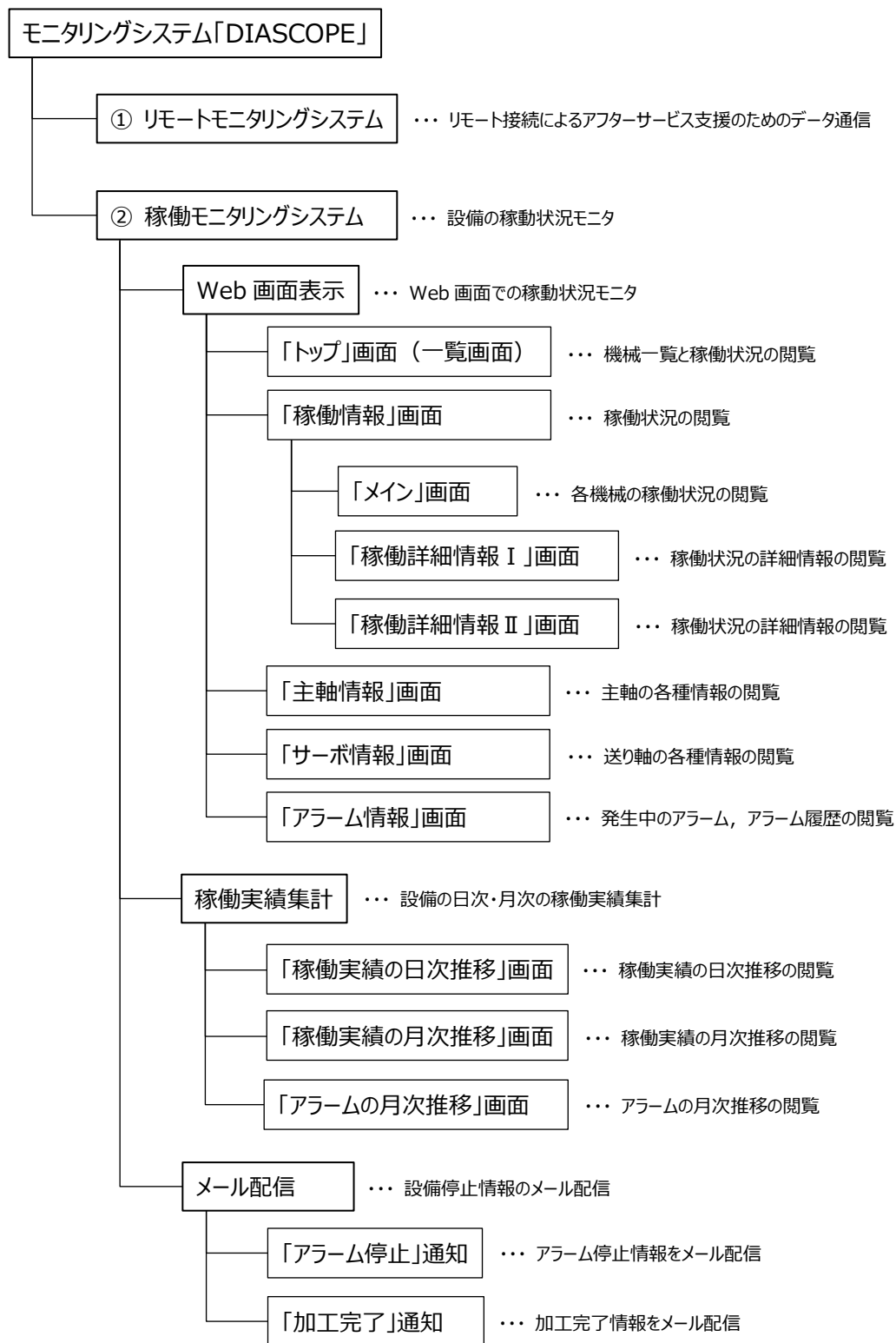
1. 本サービスに関して、第30条（協議）に規定する協議によって解決を図ることができない全ての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。当該仲裁における仲裁判断は、最終的な解決方法として契約者と当社を拘束します。仲裁地は東京とします。当該仲裁の存在、当該仲裁の手續において開示される一切の情報や文書および仲裁判断の内容のいかなる部分も厳に秘密の扱いとし、契約者と当社は第三者に開示または漏洩しないものとします。

第30条（協議）

1. 本サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

別紙 A : モニタリングシステム「DIASCOPE」によるサービス

モニタリングシステム「DIASCOPE」によるサービスの内容は以下の通りです。
各機能、各画面の詳細については、「DIASCOPE取扱説明書」を参照ください。



別紙 B : モニタリングシステム「DIASCOPE」、ソフトウェア使用許諾契約書

ニデックマシンツール株式会社（以下、「当社」といいます。）は、別紙『モニタリングシステム「DIASCOPE」によるサービス 利用規約』（以下、「本規約」といいます。）にご同意いただいたご契約者さま（以下、「契約者」といいます。）に、本使用許諾契約書（以下、「本契約」といいます。）に基づいて提供する「モニタリングシステム「DIASCOPE」」に関連するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。また、本サービスの利用規約については、本規約に定める通りです。

第 1 条（知的財産権、著作権、および、所有権）

1. 本ソフトウェアに関する著作権を含む一切の知的財産権および所有権は当社または正当な権限を有する者に帰属します。また、本ソフトウェアは日本の著作権法、および、その他関連して適用される法律等によって保護されています。従って、契約者は本ソフトウェアを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
2. 本ソフトウェアとともに提供されるドキュメント等の関連資料（以下、「関連資料」といいます。）の著作権は当社に帰属します。また、これら関連資料は日本の著作権法、および、その他関連して適用される法律等によって保護されています。
3. 本ソフトウェアとともに提供される著作権は当社に帰属します。
4. 当社は、契約者に対し、本ソフトウェアに関するいかなる権利も譲渡しないものとします。

第 2 条（使用許諾の条件）

1. 契約者は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する権利を本契約に基づき取得します。但し、本ソフトウェアの使用権は、非独占的であり、かつ、再許諾不可、譲渡不能なものとなります。
2. 契約者は、契約者の社内的利用を目的としてのみ、関連資料のコピーを作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書かにかかわらず、これらを契約者の会社外に再発行したり再配布したりすることはできません。

第 3 条（制限事項、および、禁止事項）

1. 契約者は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または、逆アセンブルをすることはできません。
2. 契約者は、本契約に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
3. 契約者は、本ソフトウェアおよび関連資料に付されている著作権表示およびその他の権利表示を除去することはできません。上記 2 項に基づき本ソフトウェアを複製する場合には、本ソフトウェアに添付されている著作権表示およびその他の権利表示も同時に複製するものとします。
4. 契約者は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
5. 契約者が本契約の条項のいずれかの規定に違反して当社に損害を発生させた場合、当社は、契約者により被った損害を契約者に請求することができます。

第 4 条（補償範囲、および、責任）

1. 当社は、契約者の保有する動作環境において、本ソフトウェアが全て正常に動作することを保証するものではありません。
2. 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、当社は何らの保証もいたしません。
3. 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。
4. 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、当社は一切その責任を負いません。
5. 上記の他、本ソフトウェアの利用に関して、契約者または契約者の顧客を含む第三者に何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切その責任を負いません。
6. 当社は、本ソフトウェアの仕様を予告なしに変更することがあり、本ソフトウェアの機能、性能および品質が契約者の特定目的に適合することを、明示したと黙示したとを問わず、何らの保証もしないものとします。
7. 当社が本ソフトウェアの誤り(バグ)を修正した場合には、当社は契約者に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下、「修正ソフトウェア」といいます。）を提供します。ただし、修正ソフトウェアの提供の必要性、提供時期、提供方法などに関しては、すべて当社の裁量により決定するものとします。なお、契約者に提供した修正ソフトウェアは本ソフトウェアに含むものとします。
8. 当社は、契約者が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害について、一切責任を負いません。
9. 公的機関等の判断により当社が損害賠償責任を負う場合においても、社会通念上、当該種類の債務不履行、不法行為等から通常発生するものと考えられる損害(いわゆる通常損害)を超える損害については責任を負いません。

第 5 条（契約の期間）

1. 本契約は、本規約に同意いただいた時に発効し、下記 6 条により本契約が終了するまで有効であるものとします。

第 6 条（契約の終了）

1. 契約者は、本サービスの利用契約を解除しようとするときは、そのことをその契約が解除される日の 1 ヶ月前までに当社指定の方法により当社に通知していただきます。本サービスの利用契約の解除をもって、本契約も終了するものとします。
2. 当社は、契約者が本契約の条項のいずれかの規定に違反したときは、契約者に対し何らかの告知を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
3. 契約者は、本契約が終了したときは、直ちに本ソフトウェア、および、そのすべての複製物ならびに関連資料を破棄するものとします。

第 7 条（その他）

1. 本ソフトウェアを利用して著作権の対象となっている著作物を複製、編集することは、著作権法上、個人的にその複製物や編集物を使用する場合に限って許されます。利用者自身が複製対象物について著作権等を有しているか、あるいは複製等について著作権者等から許諾を受けている等の事情が無いにもかかわらず、この範囲を超えて複製・編集や複製物・編集物を使用した場合には、著作権等を侵害することとなり、著作権者等から損害賠償等を請求されることとなりますので、これに類するような利用方法はお控えください。
2. 契約者は、いかなる方法および目的によっても、本ソフトウェア、および、その複製物を日本国外に輸出してはなりません。

第 8 条（管轄裁判所、および、準拠法）

1. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約に関する一切の紛争については、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。当該仲裁における仲裁判断は、最終的な解決方法として契約者と当社を拘束します。仲裁地は東京とします。当該仲裁の存在、当該仲裁の手續において開示される一切の情報や文書および仲裁判断の内容のいかなる部分も厳に秘密の扱いとし、契約者と当社は第三者に開示または漏洩しないものとします。